

第2期

多賀城市子ども・子育て支援事業計画

～ 素 案 ～

令和元年10月時点

多賀城市保健福祉部子育て支援課

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 達成状況の点検・評価	6
第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況	7
1 人口・世帯等の状況	7
2 ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況	13
3 子ども・子育て支援における課題	21
第3章 量の見込みと確保の方策	23
1 事業量の見込みの考え方	23
2 教育・保育提供区域の考え方	23
3 保育の必要性の認定について	24
4 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策	25
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	29
6 教育・保育の提供体制の確保	39
＜参考＞ 子ども・子育て支援事業計画にかかる整備予定施設のまとめ	40
資 料	42
1 計画の策定体制	42

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の動向

わが国においては近年、急速な少子・高齢化や核家族化の進行による家族形態の変化、就労環境変化、地域コミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感・負担感を感じる家庭の増加や保育ニーズの多様化、都市部を中心とする保育所待機児童などの課題も顕在化し、地域や社会全体での子育て支援が重要となっています。

このような状況のなか、国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。10 年間の時限立法でありましたが、子どもが健やかに生まれ育つ環境のさらなる向上を目指し、令和 7 年 3 月まで延長されました。

また、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現のため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定し、平成 27 年 4 月からは幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。さらに、平成 28 年 4 月には、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が改正され、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者への助成・援助事業の創設等をするものとし、令和元年 10 月には、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る改正が施行となりました。

そのほか、平成 28 年には「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の 10 年間のロードマップを掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されました。平成 29 年 6 月には、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとした「子育て安心プラン」を公表し、平成 29 年 12 月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で令和 2 年度末までに前倒しで整備することし、「人づくり革命」「生産性革命」の車の両輪とする 2 本の柱を掲げ、「人づくり革命」として幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等の、消費税率 10%の引き上げを財源とした 2 兆円規模の子育て世代、子どもたちへの政策が盛り込まれています。

就学児童においても、共働き家庭等の児童数増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

児童虐待防止対策としては、平成 28 年 10 月に「児童福祉法の一部を改正する法律」で、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を図ることし、社会的養育・児童虐待防止対策に係る事項について改正されました。さらに、令和元年 6 月に児童の権利擁護や児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化等の根本的強化を図ることを目的とした改正がなされ、令和 2 年 4 月より施行されることとなっています。

(2)本市の動向

本市においても、年少人口はゆるやかに減少が続くとともに、子育て家庭における核家族化の進行が見られ、出生率や人口移動率は、県内において第1位から第3位で推移しており、子育て世帯の動きが大きく、孤立感を感じている子育て家庭も多いと推測されます。

また、待機児童や保育ニーズの多様化への対応、児童虐待、障がい児や貧困家庭など支援・養護が必要な状態の子どもへのきめ細やかな支援等、多様なニーズに対応するためには、地域が連携し、協働で総合的な子育て支援体制を構築することが必要です。

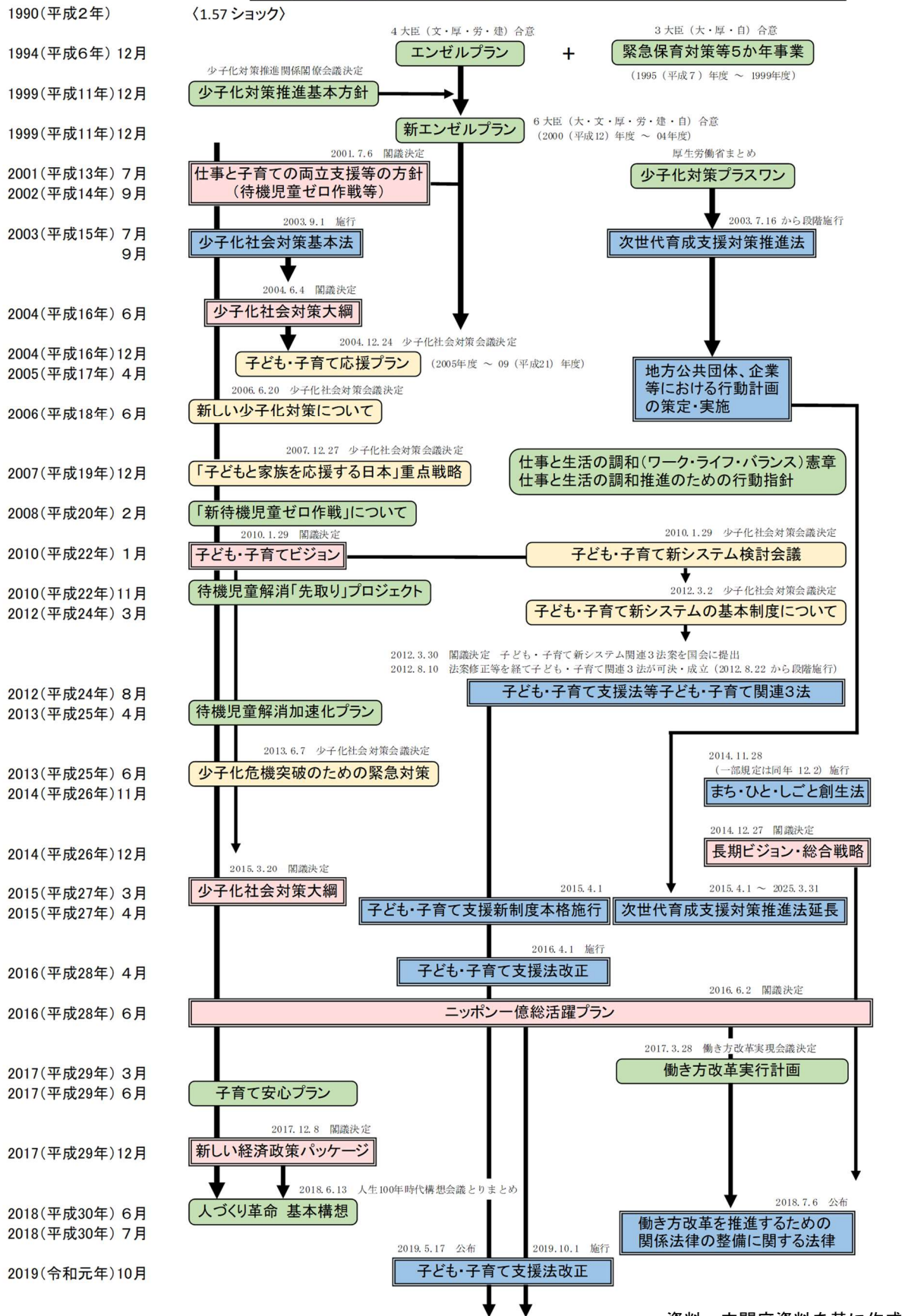
本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき作成する市町村地域行動計画として平成17年度に「たがじょうすくっぴープラン」を策定し、次代を担う子どもたちを安心して生み育て、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指して推進してきました。

その後、市町村地域行動計画の策定は任意となったことから、「第二期次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を一体的に構成した「子ども・子育て支援法」に基づく計画として、平成27年度～31年度までの5年間の計画の「すくっぴープラン2」を策定しました。

この「すくっぴープラン2」は、平成31年度（令和元年度）が計画の最終年度となることから、引き続き計画的に子ども・子育て施策を推進するため、令和2年度を開始年度とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各関連計画と連携しながら、総合的に推進していきます。

なお、「次世代育成支援行動計画」については、令和3年度を始期とする第六次多賀城市総合計画の策定に合わせ、複合的に検討することで、子ども・子育ての環境整備をさらに推進し、総合的な子ども・子育て支援策の推進を図ることにつながると考え、計画を1年延長しています。

■国の動向



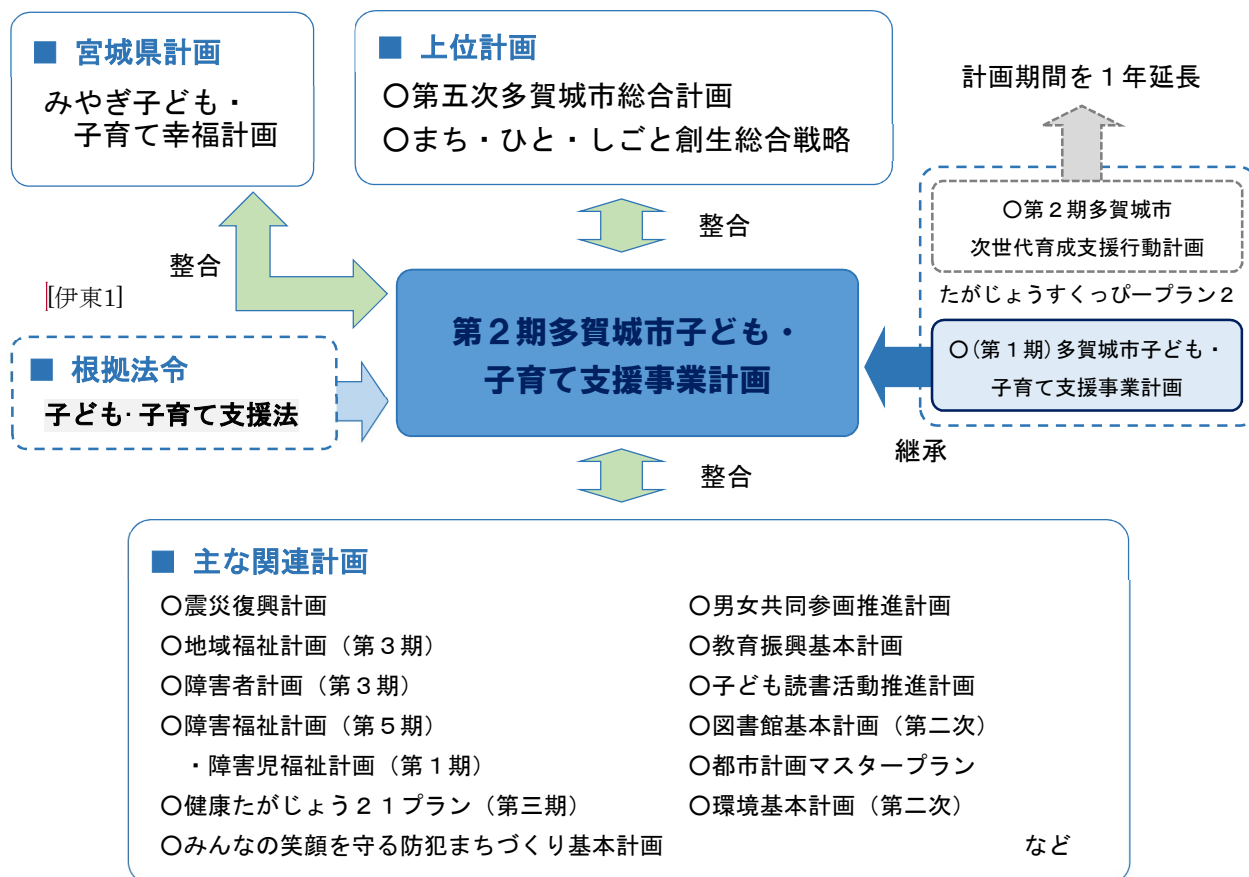
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられる法定計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備やその他この法律に基づく事業の円滑な実施を確保するため、計画的に推進を図るものです。

また、平成31年度（令和元年度）が第1期計画の最終年度となることから、令和2年度を始期とする第2期計画として策定するものです。

さらに、本市の最上位計画である「第五次多賀城市総合計画」をはじめ、「多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「多賀城市地域福祉計画」、「多賀城市障害者計画（第2期）」等の関連計画との調和を図るとともに、宮城県が策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」との整合を図るものです。

■計画の位置付け



■計画の基本的な考え方(基本理念)

第2期多賀城市子ども子育て支援事業計画は、第1期計画で掲げた基本理念を継承するものとします。

【基本理念】

多賀城市では、第五次多賀城市総合計画の中で、将来都市像を「未来を育むまち 史都 多賀城 ～支えあい・学びあい・育ちあい～ ～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～」と掲げ、さまざまな分野の連携と多様な主体の協働による施策推進を図っています。

子どもは、未来そのものです。親も子も笑顔でいて欲しい、そのために互いに支えあい、皆が学びを深め、育ちあう。この将来都市像は、次世代育成を支援する本行動計画の策定趣旨と合致するものであることから、第五次多賀城市総合計画の将来都市像を基本理念として改めて設定しています。

未来を育むまち 史都 多賀城



～支えあい・学びあい・育ちあい～

～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

◆メインフレーズ「未来を育むまち 史都 多賀城」とは

少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくまちとなることを目指すものです。

◆サブフレーズ メインフレーズで目指すまちの具体的な方向性を示すものです。

～支えあい・学びあい・育ちあい～

個人、家庭、町内会、市民活動団体、企業、学校、行政など、まちや地域を構成する多様な主体が地域でお互いに支えあい、互いに学びあい、互いに力を合わせて成長しあえるまち

～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

誰もが笑顔に暮らせるまち、市民主役のまちづくり

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年を1期として策定するものとされていることを踏まえ、令和2～6年度までの5年間を計画年度として策定します。

また、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化や実態と乖離が生じた場合は、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	(H 31 年度 R 1 年度)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
子ども・子育て 支援事業計画	第1期					第2期					第3期				
			見直し					見直し					見直し		

4 達成状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年、目標達成状況や各事業の実施内容・成果を点検し、評価するとともに、その結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の状況

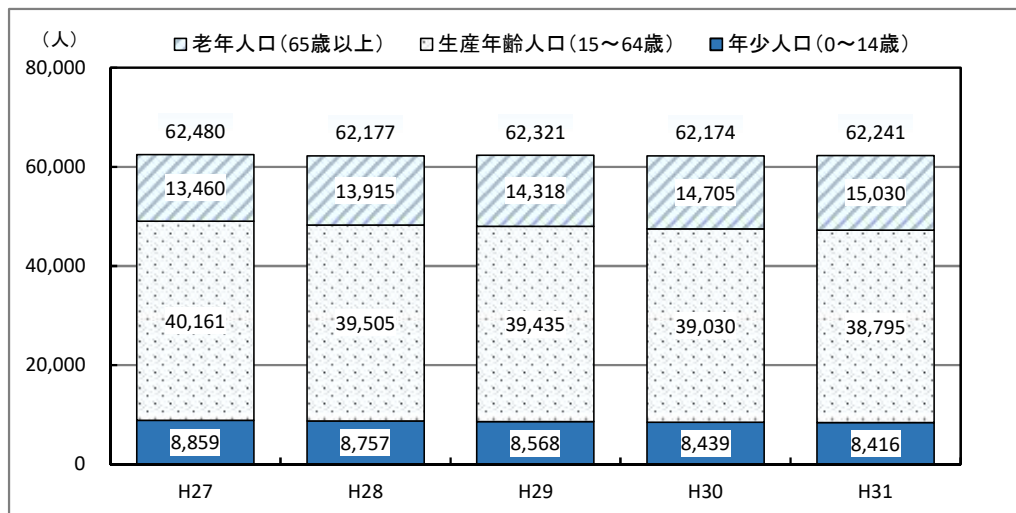
(1) 総人口の推移

総人口は近年、増減を繰り返し、平成31年には再び増加に転じ62,241人となりましたが、平成27年から5年間で239人減少しています。

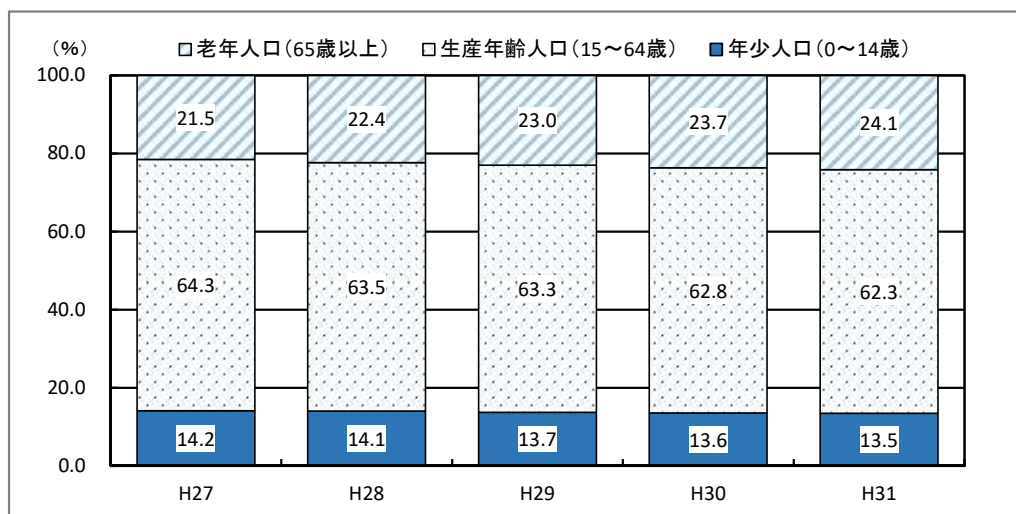
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、平成27年から年少人口は443人減、生産年齢人口は1,366人減となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は1,570人増、高齢化率も24.1%に上昇となり、本市においてもゆるやかに少子・高齢化が進んでいるといえます。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口の推移(構成比)



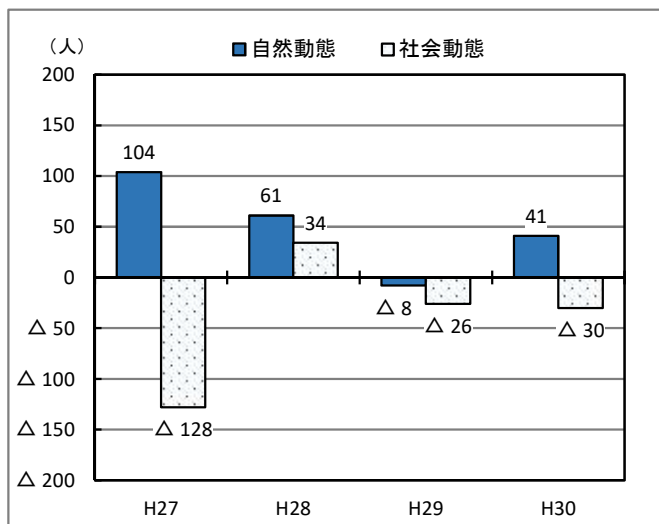
資料:住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

(2)人口動態

人口動態をみると、自然動態（出生－死亡）は、平成29年を除いてプラスとなっています。

一方、社会動態（転入－転出）は、平成27年に大きな転出超過となり、平成28年はプラスに転じていますが、平成29年には再び転出傾向となっています。

■自然動態・社会動態の推移



資料：市民課概要（各年12月31日）

■転入・転出の移動率の推移及び県内市町村の順位

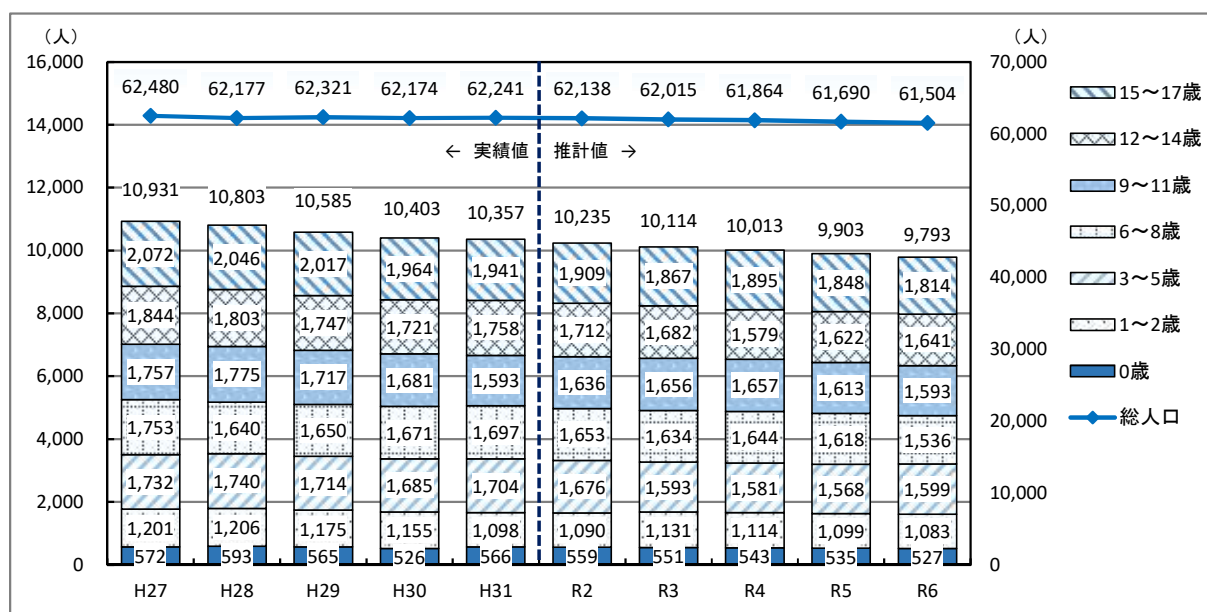
区 分	移動率(%)	県内市町村の順位
H27 年	13.16	第2 位
H28 年	13.53	第1 位
H29 年	13.19	第1 位
H30 年	13.37	第1 位

※移動率(%)=(年内転入人口+年内転出人口)÷(各年12月末人口×100)

(3) 計画期間中の児童数の推計

計画期間中の児童数について、平成27年から平成31年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	H31年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	伸び率
0歳	572	593	565	526	566	559	551	543	535	527	△6.9%
1～2歳	1,201	1,206	1,175	1,155	1,098	1,090	1,131	1,114	1,099	1,083	△1.4%
3～5歳	1,732	1,740	1,714	1,685	1,704	1,676	1,593	1,581	1,568	1,599	△6.2%
小計	3,505	3,539	3,454	3,366	3,368	3,325	3,275	3,238	3,202	3,209	△4.7%
6～8歳	1,753	1,640	1,650	1,671	1,697	1,653	1,634	1,644	1,618	1,536	△9.5%
9～11歳	1,757	1,775	1,717	1,681	1,593	1,636	1,656	1,657	1,613	1,593	0.0%
12～14歳	1,844	1,803	1,747	1,721	1,758	1,712	1,682	1,579	1,622	1,641	△6.7%
15～17歳	2,072	2,046	2,017	1,964	1,941	1,909	1,867	1,895	1,848	1,814	△6.5%
小計	7,426	7,264	7,131	7,037	6,989	6,910	6,839	6,775	6,701	6,584	△5.6%
児童数合計	10,931	10,803	10,585	10,403	10,357	10,235	10,114	10,013	9,903	9,793	△5.4%



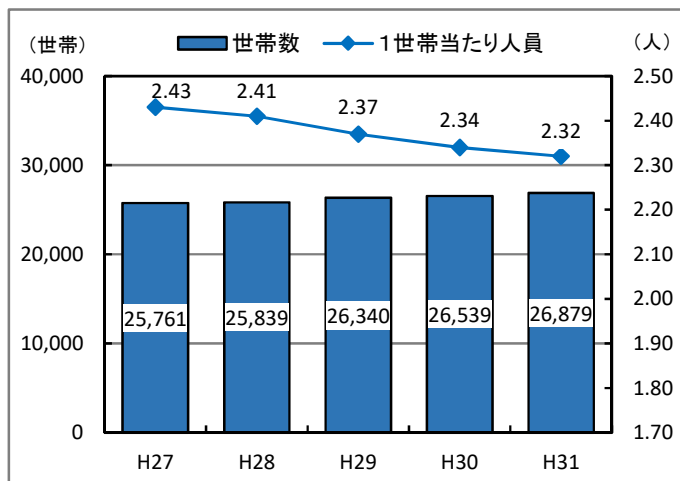
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）を基にコホート変化率法にて算出

(4)世帯の状況

世帯数は、平成31年3月末日現在で26,879世帯となっています。年々増加傾向にあり、平成27年から5年間で1,118世帯増加しています。

1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

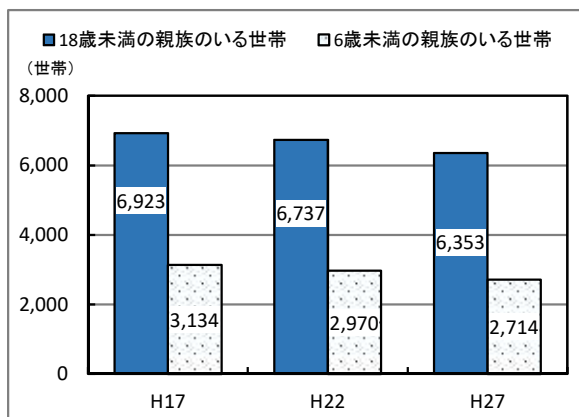


資料：市民課概要（各年3月31日）

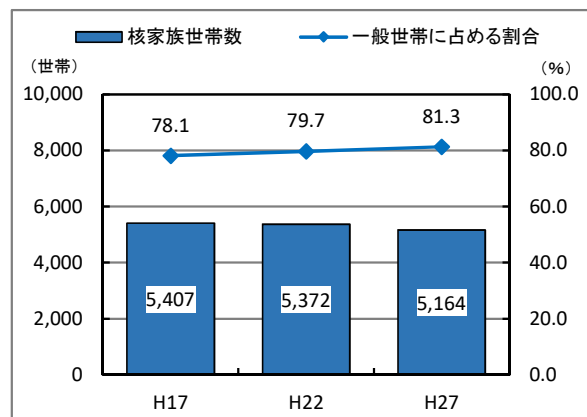
国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあります。また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、約8割は核家族となっており、その割合も5年間で増加しています。

さらに、平成27年において、18歳未満の子どもがいる核家族のうち、母子世帯は12.6%、父子世帯は1.3%となっており、平成17年と比べてやや増加しています。

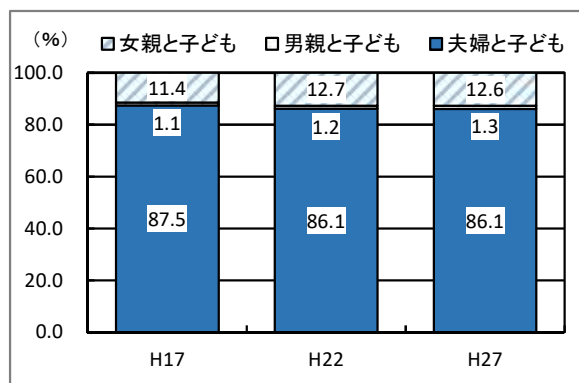
■18歳未満の親族がいる世帯数の推移



■18歳未満の親族がいる核家族世帯の推移



■18歳未満の親族がいる核家族の世帯構成の推移

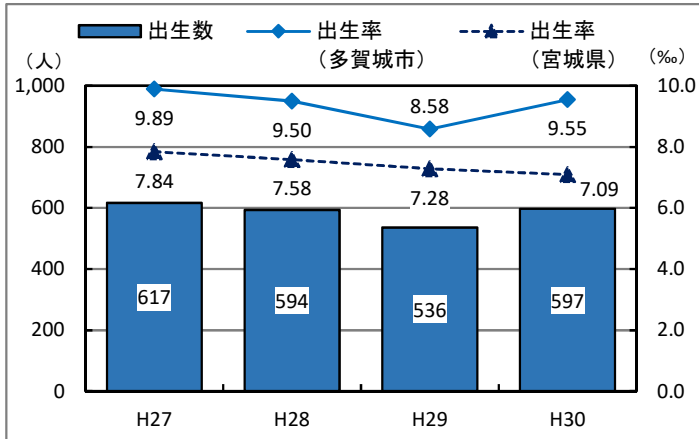


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 出生の状況

出生数の推移をみると、平成27年の617人から平成30年には597人まで減少し、4年間で20人減となっています。

■ 出生数及び出生率(人口1,000人あたり出生数)の推移



資料:市民課概要(各年12月31日)

■ 出生率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1000人あたりの出生率(‰)	県内市町村の順位
H27年	9.89	第2位
H28年	9.50	第3位
H29年	8.58	第3位
H30年	9.55	第1位

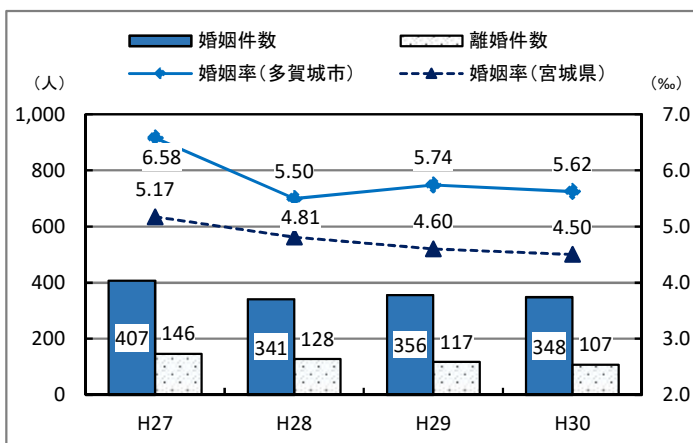
出生率(‰) = 出生数 ÷ (各年12月末人口 ÷ 1000)

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数の推移をみると、2016年に減少しましたが、その後は増加傾向に転じています。

離婚件数の推移をみると、やや減少傾向にあります。

■ 婚姻件数及び離婚件数の推移



資料:宮城県人口動態統計(各年12月31日)

■ 婚姻率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1000人あたりの婚姻率(‰)	県内市町村の順位
H27年	6.58	第1位
H28年	5.50	第3位
H29年	5.74	第2位
H30年	5.62	第1位

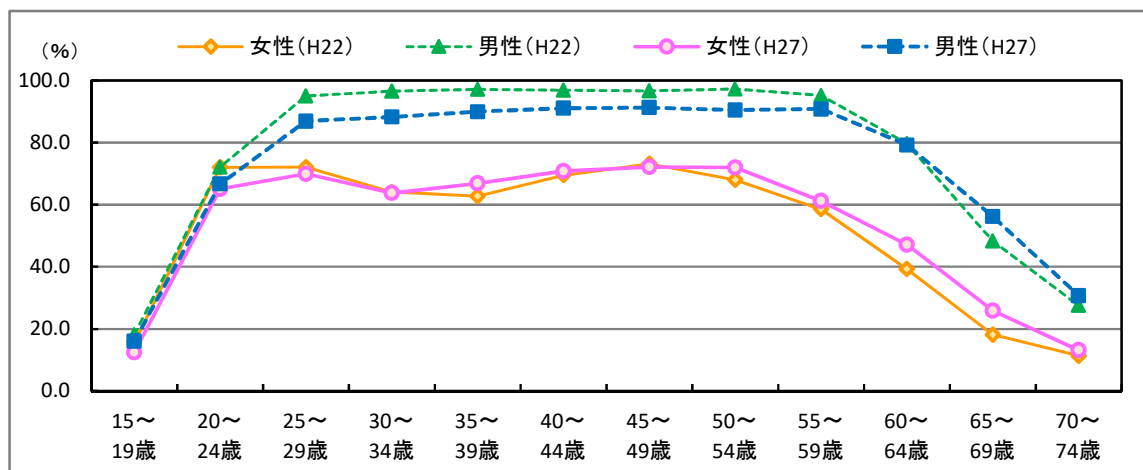
婚姻率(‰) = 婚姻件数 ÷ (各年12月末人口 ÷ 1000)

(7) 就労の状況

国勢調査による労働力率（人口に対する労働力人口の割合）をみると、女性の労働力率は、20 歳代後半から 40 歳代前半にかけて落ち込む、いわゆるM字カーブを描いていますが、平成 22 年と平成 27 年を比較すると、30 歳後半で労働力率がやや上昇しています。

また、50 歳前半から 60 歳後半も上昇傾向となっています。

■ 性別・年齢別労働力率の状況



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2 ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況

計画の策定に先立ち、多賀城市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成31年2月に実施しました。

(調査の実施概要)

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,673 票	1,006 票	60.1%
小学生の保護者	1,652 票	1,031 票	62.4%

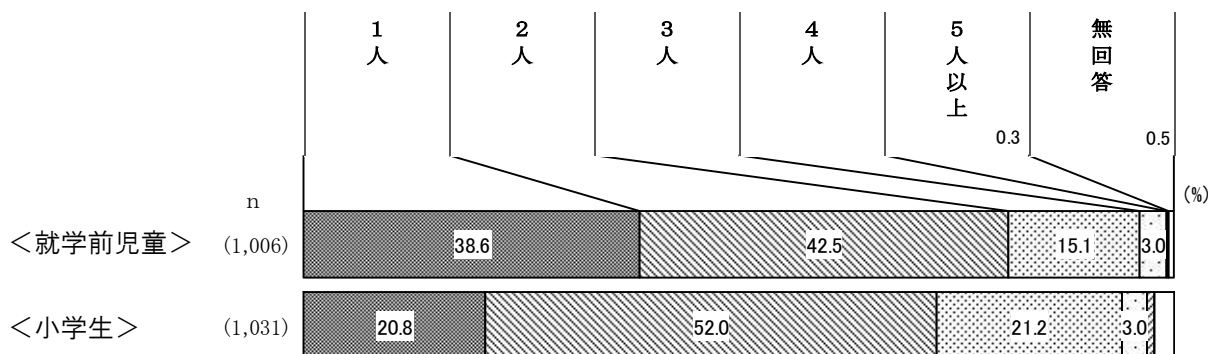
(調査結果のみかた)

- 掲載しているグラフは、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出します。
そのため、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。したがって、表記上の数値の合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 子どもの人数【就学前児童・小学生】

子どもの人数は、就学前児童では「1人」と「2人」が4割前後と多くなっています。小学生は「2人」が約5割となり、「1人」と「3人」が約2割となっています。

■子どもの人数

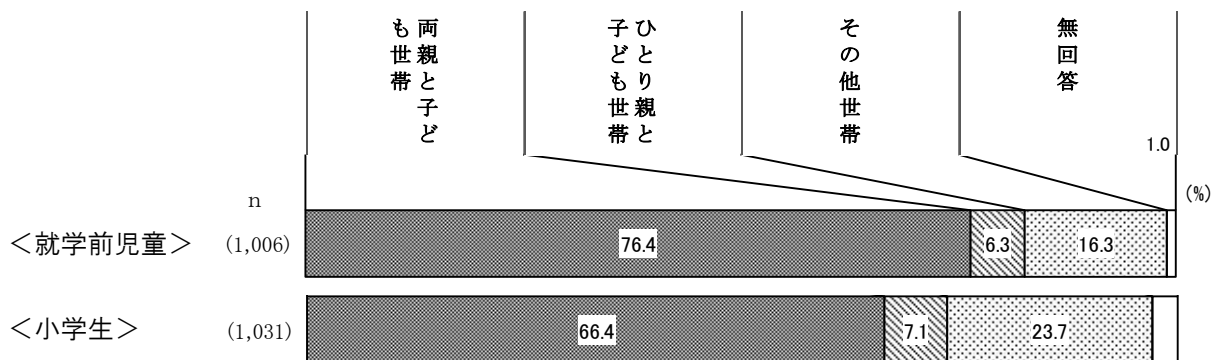


(2) 家族構成【就学前児童・小学生】

家族構成は、就学前児童も小学生も「両親と子ども世帯」が6割以上と最も多くなっていますが、就学前児童は小学生より多く、小学生は「その他世帯」が就学前児童より多くなっています。

「ひとり親と子ども世帯」は就学前児童、小学生ともに1割程度となっています。

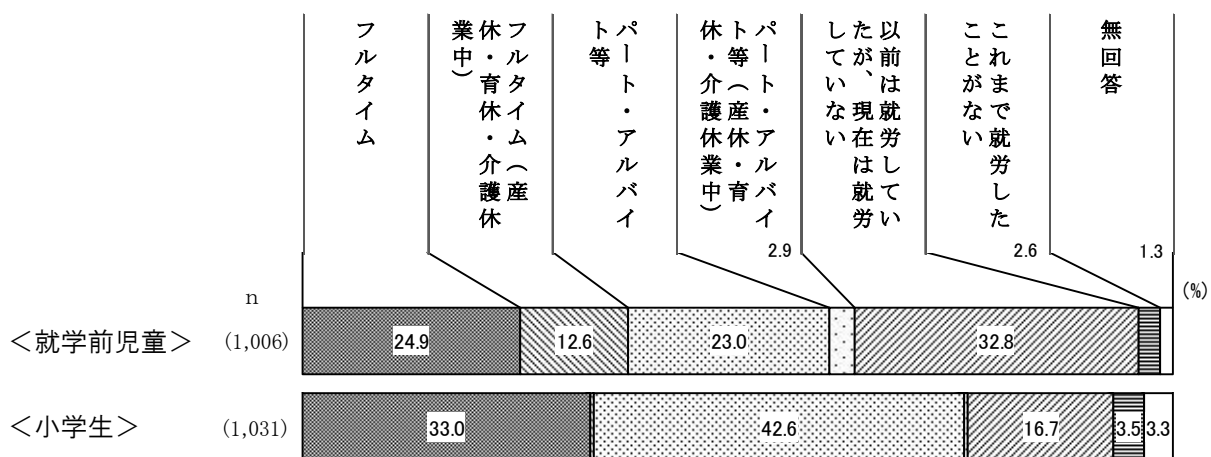
■ 家族構成



(3) 保護者の就労状況【就学前児童・小学生】

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童では32.8%と多くなっていますが、小学生では16.7%にとどまっています。フルタイムやパート等の就労している人は、就学前児童では63.4%、小学生では76.6%と、就学前児童より小学生の方が多くなっています。

■ 母親の就労状況

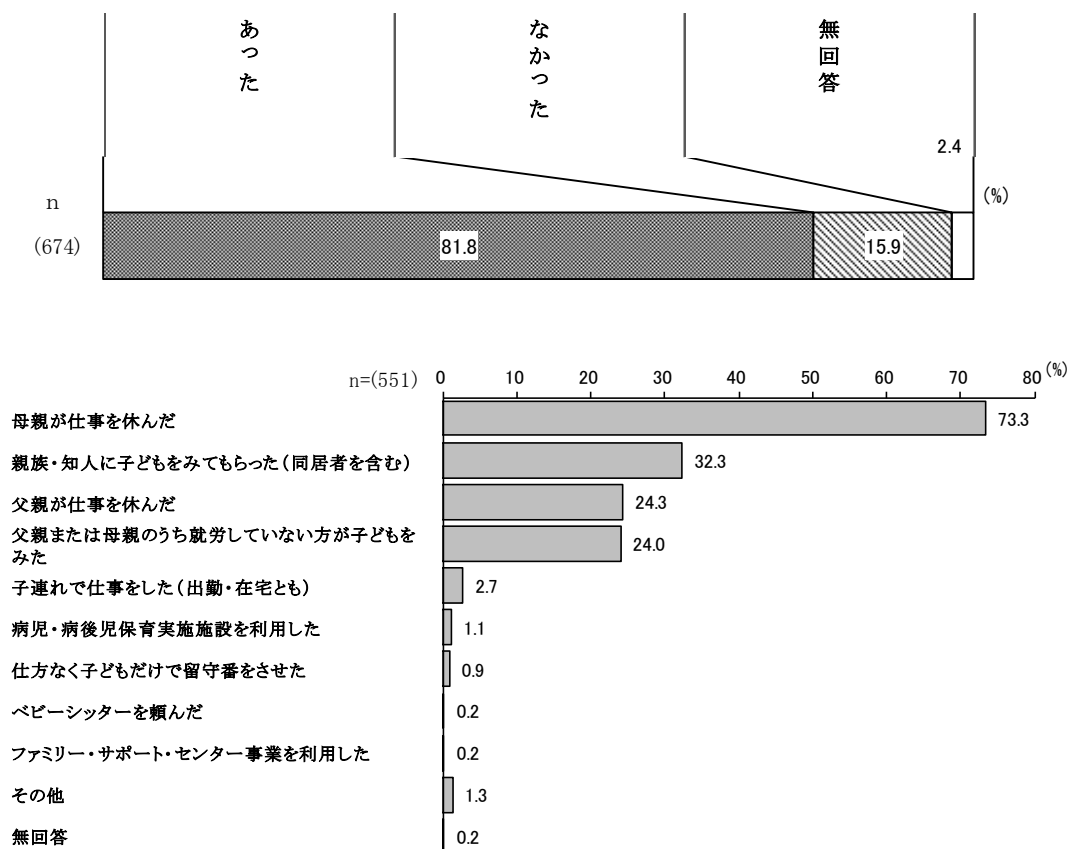


(4)子どもが病気やケガで事業を利用できなかったこととその際の対応【就学前児童】

子どもが病気やケガで事業を利用できなかったことが「あった」人は81.8%となっています。

その際の対応として、「母親が仕事を休んだ」が73.3%を占め、以下「親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」（32.3%）、「父親が仕事を休んだ」（24.3%）、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」（24.0%）など、子どもの両親や親族・知人による対応が多くなっています。

■子どもが病気やケガで事業を利用できなかったこと/事業が利用できなかった際の対応（複数回答）

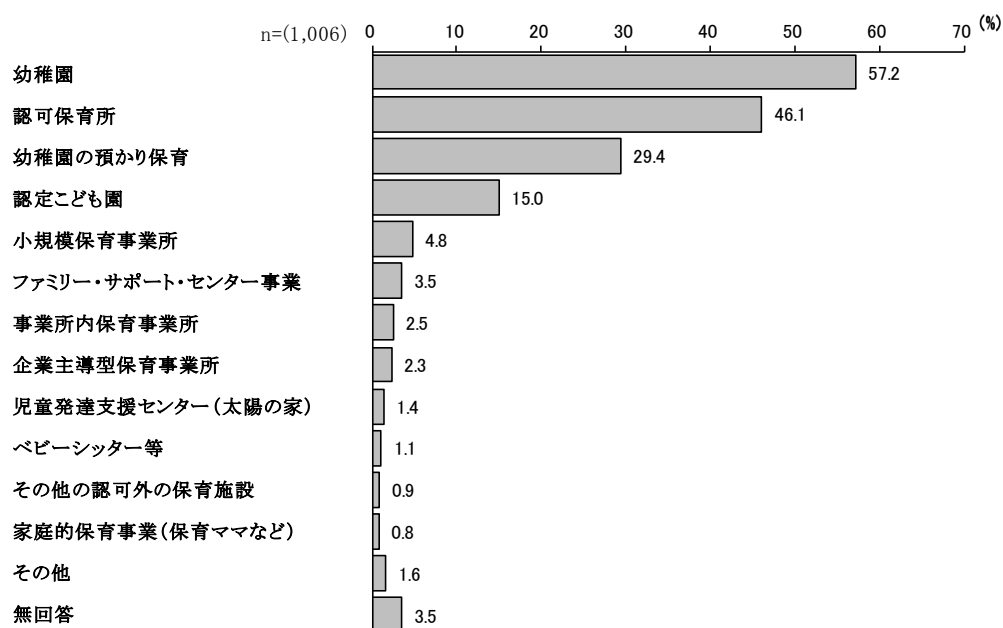


(5)教育・保育施設の利用意向【就学前児童】

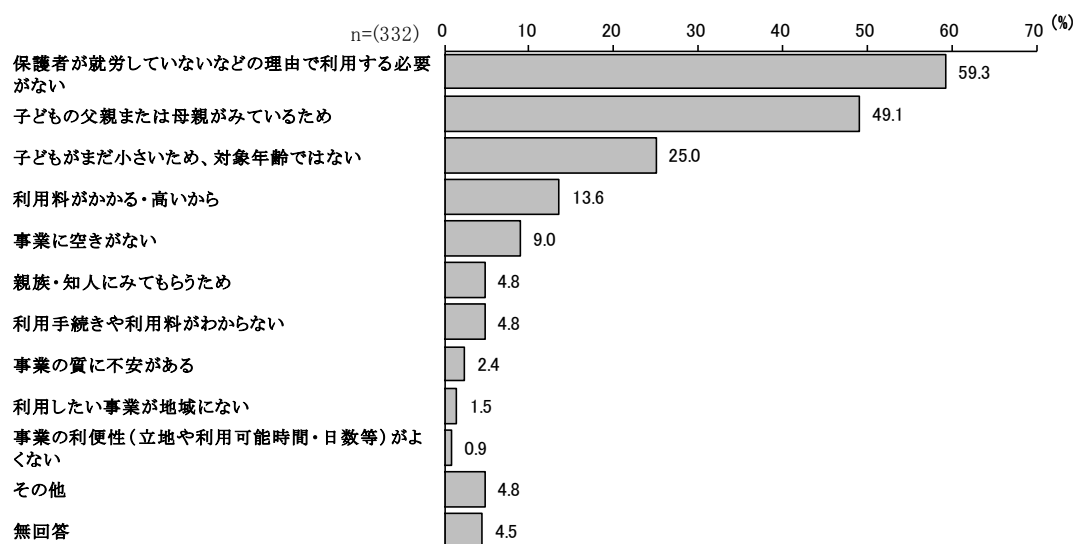
教育・保育施設の利用意向は、「幼稚園」が57.2%と最も多く、以下「認可保育所」(46.1%)、「幼稚園の預かり保育」(29.4%)、「認定こども園」(15.0%)などとなっています。

平日、定期的に教育・保育施設を利用していない理由については、「利用料がかかる・高いから」(13.6%)、「事業に空きがない」(9.0%)が約1割前後となっています。

■平日、定期的に利用したい教育・保育施設等(複数回答)



■平日、定期的に教育・保育施設を利用していない理由(複数回答)

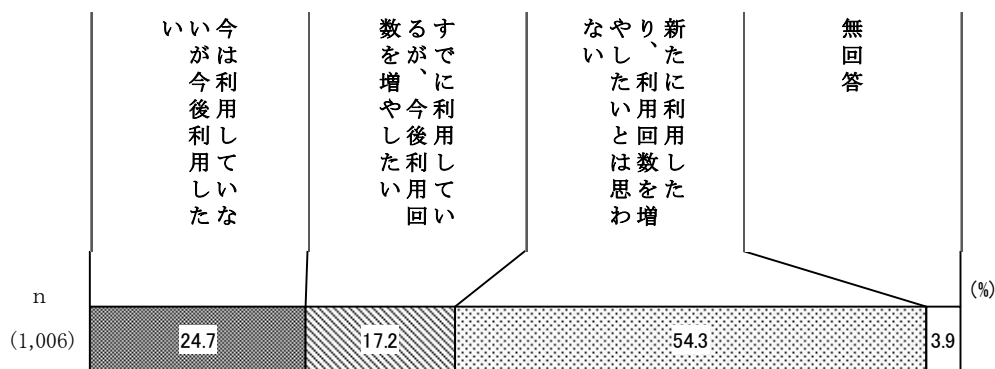


(6) 地域の子育て支援事業の利用意向【就学前児童】

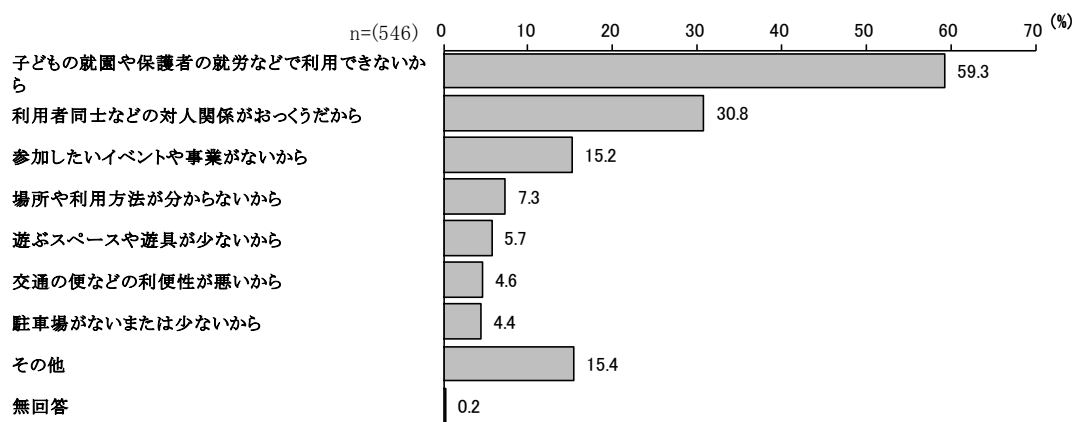
地域の子育て支援事業の今後の利用希望は、「今は利用していないが今後利用したい」が24.7%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」が17.2%となっています。

地域の子育て支援事業を利用したい、利用回数を増やしたいと思わない理由については、「子どもの就園や保護者の就労などで利用できないから」が59.3%と最も多く、以下「利用者同士などの対人関係がおっくうだから」(30.8%)、「参加したいイベントや事業がないから」(15.2%)などとなっています。

■ 地域の子育て支援事業の利用意向



■ 地域の子育て支援事業を利用したい、利用回数を増やしたいと思わない理由(複数回答)



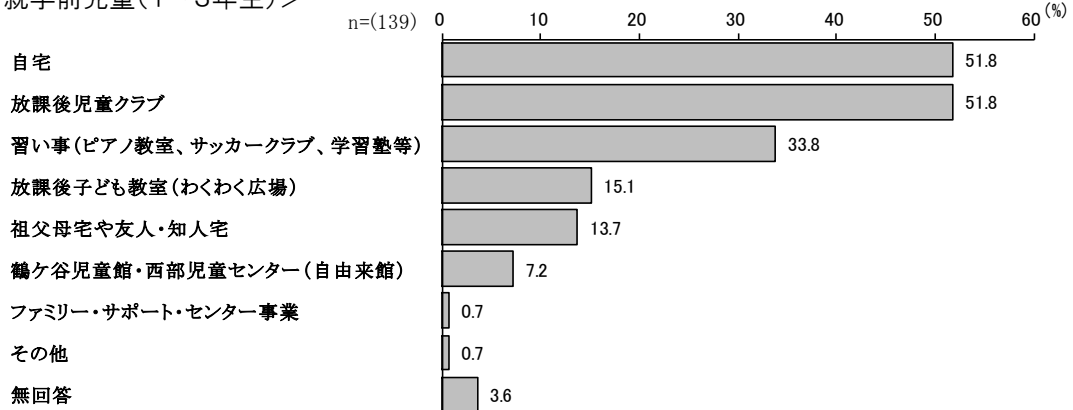
(7)放課後の居場所について【就学前児童・小学生】

就学前児童の小学校就学後に放課後過ごさせたい場所は、小学1～3年生の間は「自宅」「放課後児童クラブ」が約5割、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が約3割となっています。小学4～6年生の間は「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」、「放課後児童クラブ」の希望が多くなっていますが、割合は小学1～3年生を大きく下回っています。

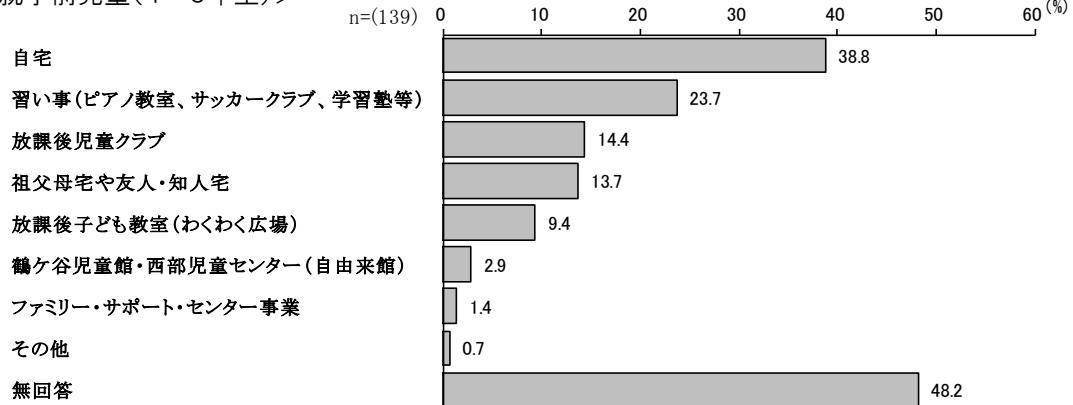
小学生は、「自宅」と「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が6割以上と多くなっています。

- （就学前）小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所
（小学生）今後、放課後に過ごさせたい場所
（複数回答）

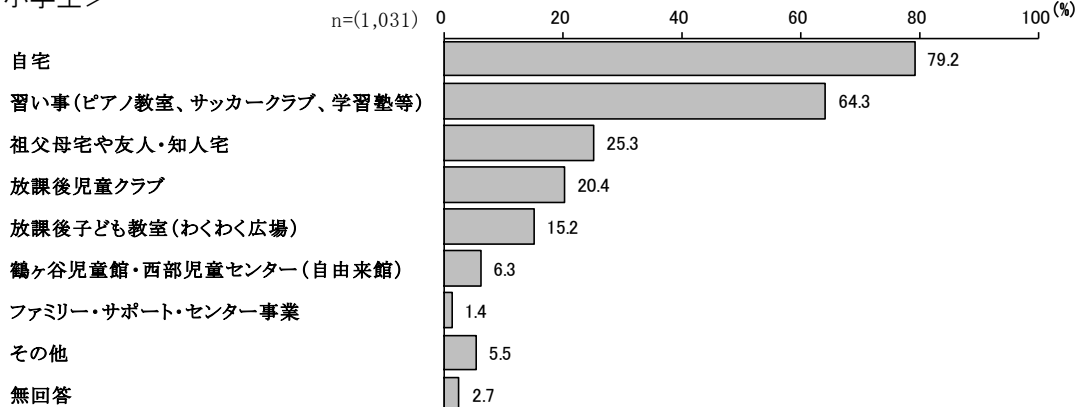
<就学前児童（1～3年生）>



<就学前児童（4～6年生）>



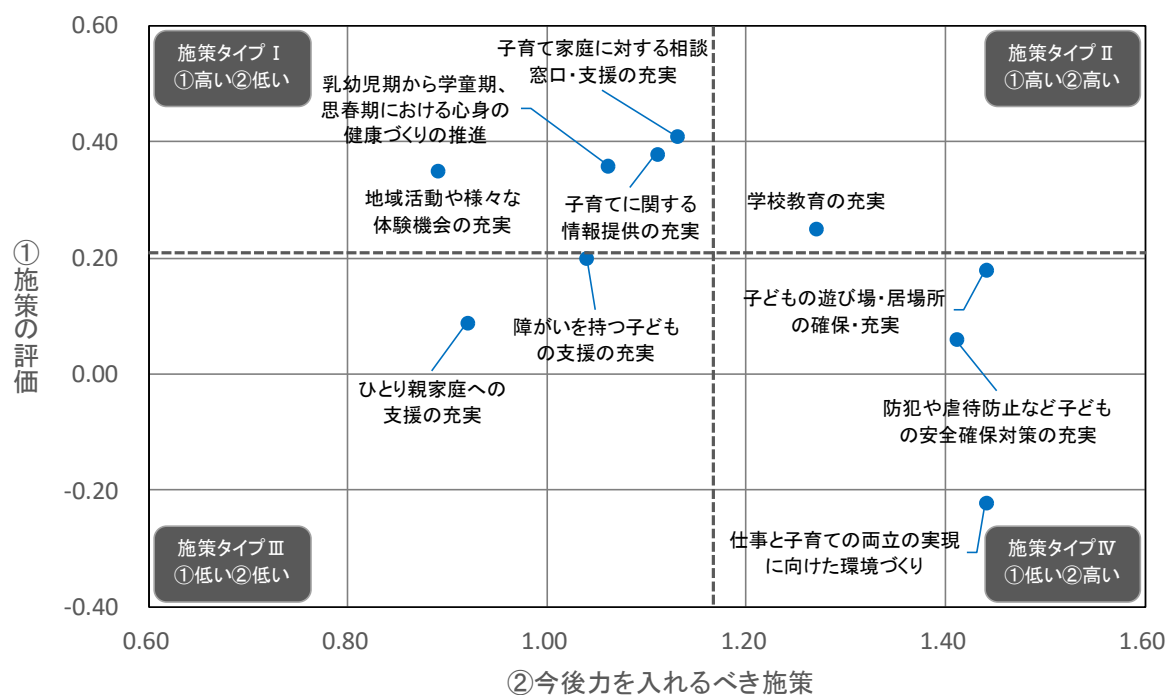
<小学生>



(8)市の子ども・子育て支援施策に対する評価【就学前児童・小学生】

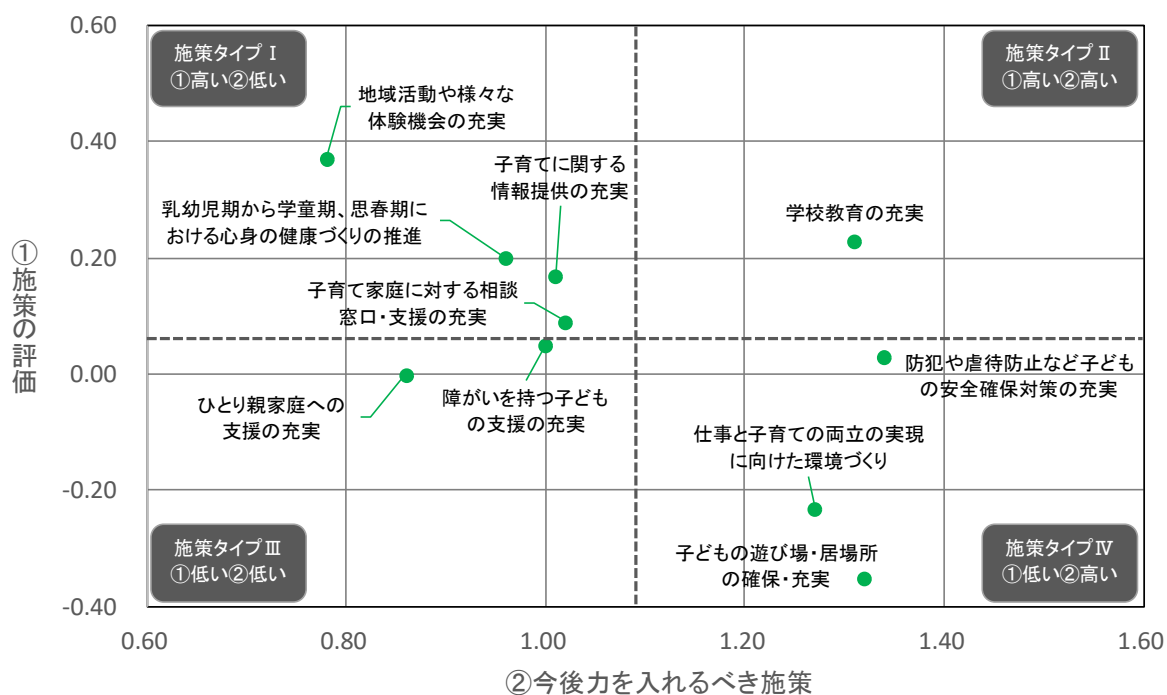
就学前児童で、重要度が高く、評価が低い優先対応の項目は、《子どもの遊び場・居場所の確保・充実》《防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実》《仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり》の3項目で、特に評価が低いのは《仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり》で最優先項目と思われます。

<就学前児童>



小学生で、重要度が高く、評価が低い優先対応の項目は、《子どもの遊び場・居場所の確保・充実》《防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実》《仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり》の3項目となっており、特に評価が低いのは《子どもの遊び場・居場所の確保・充実》で最優先項目と思われます。

＜小学生＞



- ①施策の評価：「評価する」を2点、「どちらかといえば評価する」を1点、「どちらかといえば評価しない」を-1点、「評価しない」を-2点、「わからない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの
- ②今後力を入れるべき施策：「特にそう思う」を2点、「そう思う」を1点、「あまりそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点、「どちらともいえない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの

施策タイプⅠ （「評価点」は高いが「重要度」が低い）	評価が高い取り組みであるものの、重要度は低いため、現状の対応の維持が必要とされる項目
施策タイプⅡ （「評価点」「重要度」ともに高い）	評価が高く、重要度も高い取り組みであるため、重点的な対応の継続が必要とされる項目
施策タイプⅢ （「評価点」「重要度」ともに低い）	評価が低く、重要度も低い取り組みであるため、市民ニーズの動向を注視しながら、状況に合わせた対応が必要とされる項目
施策タイプⅣ （「評価点」が低く「重要度」が高い）	重要度が高い取り組みであるものの、評価が低いため、優先的な対応が必要とされる項目

3 子ども・子育て支援における課題

このような人口・世帯等の状況やニーズ調査の結果を踏まえた本市の子ども・子育て支援における課題は、以下のとおりです。

(1) 地域全体での子育ての推進

本市は、転入・転出の移動率が県内で最も高く、転入して間もない保護者も多い地域です。

また、世帯数は増加していますが1世帯あたりの人員は減少し続けており、平成27年の国勢調査では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち約8割は核家族となっており、核家族化は着実に進行しています。ニーズ調査においても、両親と子ども世帯が多く、小学生では66.4%、就学前児童では76.4%と、子どもが小さいほど核家族が多くなっています。

子育てに関する悩みは、子育て世帯の中には悩みを相談できず、子育てに不安やストレスを感じている保護者もいますが、核家族化の進行のほか、地域のつながりの希薄化など、地域が有する子育て力、見守り力はこれまでよりも低下していると思われます。

子育て家庭の悩み・負担感軽減のためには、近隣住民や教育・保育施設、企業などの関係機関等、地域全体による子育て家庭を支援し合う協働体制の醸成が必要です。

(2) 教育・保育施設の提供体制の確保

女性の30歳代後半の労働力率の上昇にみられるように、就労を希望する母親の増加に伴う保育ニーズの高まりにより、待機児童の解消も課題となっています。

また、ニーズ調査では、就学前児童の教育・保育の利用意向としては、幼稚園が57.2%、認可保育所が46.1%、認定こども園が15.0%となっています。利用していない人の利用していない理由としては、「利用料がかかる・高いから」「事業に空きがない」「手続きや利用料がわからない」など、意向があるものの利用できていない人は1割程度おり、教育・保育の無償化制度が開始されたことで今後もニーズは高くなると予想されます。

今後は、子育て家庭のニーズに適切に対応できるよう、教育・保育事業の提供を柔軟に行っていく必要があります。幼稚園・保育所等の従事者の拡充等も含め、保護者の希望に添いながら、教育・保育環境の整備を推進する必要があります。

また、今後も引き続き、多様な媒体を通じて、幼児教育・保育の無償化制度や施設等のよりきめ細かな情報提供に努めるとともに、子育て家庭の状況に応じて必要な支援につなげることができる情報提供を行っていく必要があります。

(3)地域の子育て支援事業の推進強化

ニーズ調査では、地域の子育て支援事業を今後利用したいと思わない、利用回数を増やしたいと思わない理由として、子どもの就園や保護者の就労などで利用したいと思わない人が約6割となっています。

また、小学校入学後の放課後の居場所として、低学年のうちは放課後児童クラブで過ごさせたいと回答した人は、就学前児童では約5割となっており、小学生の約2割に対しニーズは高くなっています。

子どもたちが安全な場所で豊かな時間を過ごせるよう、放課後児童クラブにおける受け入れ体制の整備や質の向上等、放課後児童クラブを含め、地域子ども・子育て支援事業の体制強化に努めていく必要があります。

(4)子育て家庭の保護者への就労状況への配慮

ニーズ調査では、就業している母親は、就学前児童では63.4%、小学生では76.6%と、就学前児童より小学生の方が多くなっています。

また、就学前児童で子どもが病気やケガで事業を利用できなかったことがあった人は、約8割存在し、その時の対処方法として、父親が休んだ人が約2割半ばに対し、母親が休んだ人が約7割を占めています。

今後も共働き世帯の増加や就業形態の多様化は続くことが予想されることから、保護者の就労状況に一層配慮した事業の展開が重要で、保護者が仕事と家庭を両立させ、子どもたちが健やかに成長することができるよう、子育て世帯の多様なニーズに対応したサービス提供と内容の充実に取り組んでいくことが必要となっています。

(5)市における子育て環境の向上

ニーズ調査の市で行っている子ども・子育て支援施策に対する評価では、就学前児童・小学生ともに、重要度が高く、評価が低い優先対応の項目として、《子どもの遊び場・居場所の確保・充実》《防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実》《仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり》の3項目で、特に、就学前児童では《仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり》が、小学生では《子どもの遊び場・居場所の確保・充実》で最も評価が低くなっています。

子どもたちが地域で安心・安全に成長でき、子育てしやすい市としてあり続けるためには、子育て家庭のニーズや時勢に対応した各種施策の展開、子育て支援環境の整備の推進が重要です。

第3章 量の見込みと確保の方策

1 事業量の見込みの考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引き※に基づき、各事業の特性に応じて、保護者に対する「利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から推計する方法」と、平成27年度以降の各事業の「事業実績から推計する方法」のいずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を設定しています。

※国の手引きとは

- ・第一期の市町村支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府）
- ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）（平成31年4月23日）

2 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

多賀城市では、市域が狭く比較的移動が容易であること等を勘案し、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、第1期計画同様、市全域を1つの提供区域と定めます。

放課後児童健全育成事業についても、子どもが通っている小学校区以外の施設を利用することが想定できないため、第1期計画同様、小学校区を単位として設定します。

3 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する「教育・保育給付の認定区分」がありましたが、これに加え、令和元年10月より施行された幼児・教育の無償化のための「施設等利用給付の認定区分」が新設され、これまで対象外であった幼稚園（未移行）、特別支援学校（幼稚部）、預かり保育、認可外保育施設等の利用費が、新区分の認定を受けることで無償化の対象となりました。無償化の給付を受けるには、保護者全員が「保育の必要性の認定に該当する事由」のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付の認定区分】

区 分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定 （教育ニーズ）	満3歳～5歳	保育の必要性あり（保育認定） ※幼児期の学校教育の希望あり	幼稚園、認定こども園
2号認定 （保育ニーズ）	満3歳～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	満0歳、1歳～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

【施設等利用給付の認定区分】

区 分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
新1号認定	満3歳～5歳	私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）の保育料のみ無償化給付を受けるために必要な認定	私立幼稚園、特別支援学校など
新2号認定	3歳～5歳 ^{※1}	私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳児：新3号、年少児：新2号）、
新3号認定	0歳～2歳 ^{※2}	住民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する0～2歳児が、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで：新3号、3歳児から：新2号）

※1：満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過した就学前児童

※2：満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある就学前児童

【保育の必要性の認定に該当する事由】

事 由		事 由	
1. 就労	日常の家事以外の仕事を月60時間以上している場合	6. 介護・看護	病人や心身障害者の看護、介護をしている場合
2. 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	7. 災害復旧	震災・風水害・火災などでその家庭が被害を受けたために復旧にあたる場合
3. 妊娠・出産	母が出産の前後である場合	8. 虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合
4. 就学	学校または職業訓練校に在学している場合	9. 育児休業	育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（育児休業期間が1歳に到達するまでの場合のみ）
5. 病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	10. 高齢	入所日において65歳以上の方

4 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策

(1) 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)

【1号認定・2号認定(教育ニーズ)】

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 市内幼稚園7か所(うち、認定こども園1か所)

利用者数●●●人(市民のみ)＋市外幼稚園利用者●●●人 合計950人(令和元年5月1日時点)

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数(人)	928	907	887	866	845
1号認定(人)	523	512	500	488	477
2号認定 幼児期の学校教育の利用希望が強い(人)	405	395	387	378	368
②確保の内容(人)					
認定こども園(人)					
幼稚園(人)					
過不足(人)(②-①)					

【確保の方策】

令和2年4月1日時点の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分の定員合計●,●●●人により、必要量の確保が可能です。

平成27年度に1か所、平成29年度に2か所、既存幼稚園から認定こども園への移行を見込んでいます。

<施設整備予定>

○平成27年度

- ・認定こども園1か所(定員:3歳児20人、4歳児26人、5歳児24人)が開所します。
⇒平成28年度に(定員:3歳児17人、4歳児25人、5歳児25人)へ変更予定です。

○平成29年度

- ・認定こども園2か所(定員:3歳児80人、4歳児80人、5歳児80人)の整備(既存幼稚園からの移行)を推進します。

(2) 保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業

【2号認定(保育ニーズ)・3号認定】

① 2号認定(保育ニーズ)【3～5歳】

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 市内保育所16か所(うち、認定こども園1か所)

利用者数 3歳児●●●人、4歳児●●●人、5歳児●●●人 合計683人(令和元年5月1日時点)

待機児童数 3歳児●人、4歳児●人、5歳児●人、合計●人 ※実待機者数(令和元年5月1日時点)

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数(人)	710	741	773	804	835
②確保の内容(人)					
認定こども園(人)					
保育所(人)					
過不足(人)(②-①)					

【確保の方策】

令和2年4月1日時点の保育所等利用定員合計●●●人(3歳児●●●人、4歳児●●●人、5歳児●●●人)により必要量の確保が可能です。更には下記の施設整備等を予定しています。

<施設整備予定>

○平成27年度

- ・保育所1か所(定員：3歳児10人、4歳児10人、5歳児10人)が開所します。
 - ・認定こども園1か所(定員：3歳児4人、4歳児5人、5歳児5人)が開所します。
- ⇒平成28年度に(定員：3歳児5人、4歳児5人、5歳児5人)へ変更予定です。

○平成28年度

- ・保育所1か所(定員：3歳児10人、4歳児10人、5歳児10人)が開所予定です。
- ・保育所1か所(定員：3歳児10人、4歳児10人、5歳児10人)の整備を推進します。

○平成29年度

- ・認定こども園2か所(定員：3歳児23人、4歳児23人、5歳児23人)の整備(既存幼稚園からの移行)を推進します。

② 3号認定【0歳】

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 市内保育所 16 か所（うち、認定こども園 1 か所）

利用者数 0歳児 133 人（令和元年5月1日時点）

待機児童数 0歳児●●人 ※実待機者数（令和元年5月1日時点）

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（人）	148	162	177	191	206
②確保の内容（人）					
認定こども園（人）					
保育所（人）					
地域型保育事業（人）					
過不足（人）（②－①）					

【確保の方策】

令和2年4月1日時点の保育所等利用定員合計（0歳児●●●人）に加え、下記の施設整備等により、必要量を確保していきます。

<施設整備予定>

○平成27年度

- ・保育所1か所（定員：0歳児9人）が開所します。
- ・地域型保育事業3か所（定員：0歳児9人）が開所します。

○平成28年度

- ・保育所1か所（定員：0歳児9人）が開所予定です。
- ・保育所1か所（定員：0歳児9人）の整備を推進します。
- ・地域型保育事業3か所（定員：0歳児5人）の整備を推進します。

○平成29年度

- ・認定こども園2か所（定員：0歳児24人）の整備（既存幼稚園からの移行）を推進します。

③ 3号認定【1・2歳】

1・2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 市内保育所16か所（うち、認定こども園1か所）

利用者数 1歳児●●●人、2歳児●●●人 合計566人（令和元年5月1日時点）

待機児童数 1歳児●●人、2歳児●●人、合計●●人 ※実待機者数（令和元年5月1日時点）

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（人）	604	637	669	702	735
②確保の内容（人）					
認定こども園（人）					
保育所（人）					
地域型保育事業（人）					
過不足（人）（②－①）					

【確保の方策】

令和2年4月1日時点の保育所等利用定員合計●●●人（1歳児●●●人、2歳児●●●人）に加え、下記の施設整備等により、必要量を確保していきます。

<施設整備予定>

○平成27年度

- ・保育所1か所（定員：1歳児9人、2歳児12人）が開所します。
 - ・地域型保育事業3か所（定員：1歳児17人、2歳児18人）が開所します。
 - ・認定こども園1か所（定員：2歳児6人）が開所します。
- ⇒平成28年度に（定員：1歳児6人、2歳児12人）へ変更予定です。

○平成28年度

- ・保育所1か所（定員：1歳児10人、2歳児11人）が開所予定です。
- ・保育所1か所（定員：1歳児10人、2歳児11人）の整備を推進します。
- ・地域型保育事業3か所（定員：1歳児10人、2歳児10人）の整備を推進します。

○平成29年度

- ・認定こども園2か所（定員：1歳児28人、2歳児29人）の整備（既存幼稚園からの移行）を推進します。

④ 保育利用率

計画期間における3歳未満児の保育利用率の目標は、以下のとおりとします。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率（％）	45.6	47.5	51.1	54.7	58.5

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状】

平成31年4月1日時点 市内保育所 11 か所

平成30年度利用者数 389 人

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	395	404	412	421	429
②確保の方策(人)					
過不足(人)(②-①)					

【確保の方策】

市内全保育所において、事業を実施しています。今後も必要な受入れ体制の整備をお願いするとともに、新設される保育所や地域型保育事業においても、事業実施を要請していきます。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園型

【現状】

平成31年4月1日時点 市内幼稚園7か所(うち、認定こども園1か所)

平成30年度実績 41,990 人日

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	44,086	41,903	41,588	41,245	42,061
1号認定(人日)	6,346	6,032	5,987	5,937	6,055
2号認定(人日)	37,740	35,871	35,601	35,308	36,006
②確保の方策(人日)					
過不足(人日)(②-①)					

【確保の方策】

定員を定めずに事業を実施している施設が多いことから、既存の受入れ体制で必要量を確保できる見込みです。幼稚園における一時預かりについては、従来の私学助成制度による預かり保育と、新制度による一時預かり事業（市からの受託事業）に分かれることから、いずれの場合においても、既存利用者や利用を希望する方がサービスを受けられるよう、提供体制の確保を図ります。

②幼稚園型以外

【現状】

平成31年4月1日時点 市内保育所3か所

平成30年度実績 3,099人日

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	3,573	3,623	3,572	3,524	3,482
②確保の方策（人日）					
一時預かり事業 （在園児対象型以外）					
子育て援助活動支援事業					
過不足（人日）（②－①）					

【確保の方策】

既存の3施設で全体の量の見込みは確保できますが、施設によっては、定員を超える申込みがあるため、新設する保育所も含め事業実施箇所数の増加を図るとともに、平成28年度移設開所予定の子育てサポートセンターで一時預かり（定員10人予定）の実施を検討します。

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【現状】

平成 31 年 4 月 1 日時点 市内保育所 1 か所で病後児保育実施（定員 3 人）。

平成 30 年度実績 17 人日

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み（人日）	55	55	55	55	55
②確保の方策（人日）					
過不足（人日）（②－①）					

【確保の方策】

現在実施している施設で量の見込みを確保できますが、冬季に需要が集中した際にはサービスを利用できなくなる可能性もあります。

しかしながら、実績として利用が少ない状況ですので、更にサービスの周知等を図り、今後の状況に応じてサービスの拡充等を検討します。

(4) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。平成 27 年度からは、児童 1 人あたりの必要面積や、1 学級あたりの概ねの利用定員を定めて事業を実施しますが、既存の学級については 5 年間のうちにその基準を満たすよう、経過措置を設けています。

①【低学年】

【現状】

平成 31 年 4 月時点 市内の小学校 6 校全ての小学校区、8 か所で留守家庭児童学級として実施。

登録者数 641 人（令和元年 5 月 1 日時点）

（多賀城小学校区 113 人、多賀城東小学校区 97 人、山王小学校区 152 人、天真小学校区 101 人、城南小学校区 117 人、多賀城八幡小学校区 61 人）

利用者数 460 人（令和元年 5 月 1 日時点）

（多賀城小学校区 80 人、多賀城東小学校区 67 人、山王小学校区 113 人、天真小学校区 71 人、城南小学校区 88 人、多賀城八幡小学校区 41 人）

【量の見込みと確保の方策】※利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	461	480	488	491	484
②確保の方策（人）					
過不足（人）（②－①）					

【学校別の状況】※利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多賀城 小学校	①量の見込み（人）	80	84	86	85
	1年生				
	2年生				
	3年生				
	②確保の方策（人）				
	過不足（人）（②－①）				
多賀城東 小学校	①量の見込み（人）	66	68	69	67
	1年生				
	2年生				
	3年生				
	②確保の方策（人）				
	過不足（人）（②－①）				
山王 小学校	①量の見込み（人）	113	117	118	116
	1年生				
	2年生				
	3年生				
	②確保の方策（人）				
	過不足（人）（②－①）				
天真 小学校	①量の見込み（人）	74	79	83	88
	1年生				
	2年生				
	3年生				
	②確保の方策（人）				
	過不足（人）（②－①）				
城南 小学校	①量の見込み（人）	88	91	92	90
	1年生				
	2年生				
	3年生				
	②確保の方策（人）				
	過不足（人）（②－①）				
多賀城 八幡小学校	①量の見込み（人）	40	41	40	38
	1年生				
	2年生				
	3年生				
	②確保の方策（人）				
	過不足（人）（②－①）				

※計画上、確保の方策には新たな基準（面積（1.65㎡/人以上、利用定員約40人/級以下））を適用した場合の人数を記載しています。実際の利用の際は、対象者全員を受入れるため、待機児童は生じません。

【確保の方策】

現在、利用を希望される対象者全員を受け入れており、待機児童はいませんが、そのことにより学級が過密化している状況です。

平成27年度からは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を規定し、施設の必要面積や概ねの定員を定めて事業を実施しますが、これまでどおり希望者全員を受入れつつ、基準を満たすためには、施設整備や運営面での改善が必要となります。そのため、平成27年度から段階的に施設整備等を進め、平成29年度までに過密化解消を図っていきます。

また、教育委員会で実施している「放課後子ども教室」との一体型※による事業の実施について、平成31年度までに全小学校区（6か所）での実施を目指すとともに、運営面の改善として、開所時間の延長も検討していきます。

②【高学年】

【現状】

平成31年4月1日時点 市内の小学校6校全ての小学校区、8か所で留守家庭児童学級として実施。

登録者数 144人（令和元年5月1日時点）

（多賀城小学校区20人、多賀城東小学校区16人、山王小学校区46人、天真小学校区8人、城南小学校区36人、多賀城八幡小学校区18人）

利用者数 91人（令和元年5月1日時点）

（多賀城小学校区15人、多賀城東小学校区9人、山王小学校区29人、天真小学校区5人、城南小学校区24人、多賀城八幡小学校区9人）

【量の見込みと確保の方策】※利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	98	95	91	96	98
②確保の方策（人）					
過不足（人）（②－①）					

【学校別の状況】※利用者数

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多賀城 小学校	①量の見込み（人）	16	16	15	16	16
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	②確保の方策（人）					
	過不足（人）（②－①）					
多賀城東 小学校	①量の見込み（人）	10	9	9	9	10
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	②確保の方策（人）					
	過不足（人）（②－①）					
山王 小学校	①量の見込み（人）	31	30	28	29	30
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	②確保の方策（人）					
	過不足（人）（②－①）					
天真 小学校	①量の見込み（人）	5	5	5	5	5
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	②確保の方策（人）					
	過不足（人）（②－①）					
城南 小学校	①量の見込み（人）	26	25	24	26	26
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	②確保の方策（人）					
	過不足（人）（②－①）					
多賀城 八幡小学校	①量の見込み（人）	10	10	10	11	11
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	②確保の方策（人）					
	過不足（人）（②－①）					

【確保の方策】

現在、留守家庭児童学級は、低学年児童の受入れのみで過密化している状況のため、高学年児童を新たに受け入れるためには、新たな施設整備が必要となります。

施設整備を平成27年度から段階的に実施し、平成29年度から4年生まで、平成30年度には5年生まで、平成31年度には全ての学年を対象とした受入れの実施を検討します。

(5)利用者支援事業

身近な場所で、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、様々な施設・事業など支援メニューの中から、子育て家庭のニーズに合わせて必要な支援サービスを選択して利用できるように、子育てコンシェルジュ（利用者支援員）を配置して情報提供や相談・援助を行います。

【現状】

平成31年4月1日時点 基本型と母子保健型の2か所を整備し、それぞれに専門知識を持った、基本型には専任職員（利用者支援専門員）を●名、母子保健型には保健師を●名を配置し、関係機関と連携を図りつつ、対応しています。

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）基本型					
母子保健型					

【確保の方策】

平成27年度に、こども福祉課内に専任職員を配置して実施予定。平成28年度からは、平成28年4月に移設開所予定の子育てサポートセンターでも提供体制を整え、合計2か所での支援を行う予定です。

(6)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

平成31年4月1日時点 子育てサポートセンター、鶴ヶ谷児童館、西部児童センターの3か所で実施。

平成30年度実績 39,518人日

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	40,841	40,227	39,772	39,330	40,976
確保の方策（か所）					

【確保の方策】

新たに平成27年度開所の桜木保育所において、平成28年度より実施を検討します。また、平成28年度移設予定の子育てサポートセンターでも継続して実施予定です。

(7)ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方(利用会員)と援助を行うことを希望する方(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

協力会員による子どもの送迎や一時的な預かりを実施。

平成30年度実績 協力会員●●●人、利用会員●●●人、利用件数1,473件

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	2,125	2,109	2,101	2,067	2,036
②確保の方策(人日)					
過不足(人日)(②-①)					

【確保の方策】

現状で量の見込みは確保できていますが、留守家庭児童学級の送迎等、夕方の時間帯に需要が多いことから、広報誌やホームページによる広報に加え、市内の公共施設やスーパー、小児科等での協力会員募集のチラシ配布やポスターの掲示などにより、利用者に身近な地区で、その時間帯に活動できる会員を募集し、支援の拡充を図ります。

(8)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

平成30年度は利用実績がなく、施設の利用委託も行っていない。

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	12	12	12	11	12
②確保の方策(人日)					
過不足(人回)(②-①)					

【確保の方策】

乳児院や児童養護施設、ファミリーホームを中心に委託施設等を検討し、必要量を確保していきます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、保健指導・情報提供等を行う事業です。

【現状】

保健師または委託助産師による訪問体制で実施。

平成30年度実績 訪問人数 577人 訪問率●●.●%

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	559	551	543	535	527
②確保の方策（人回）					
過不足（人回）（②－①）					

【確保の方策】

今後も保健師または委託助産師が訪問し、母子の心身の状況や育児相談等を行うとともに、健診や予防接種等についての情報提供を行います。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援する事業です。

【現状】

保健師または委託助産師による訪問体制で実施。

平成30年度実績 訪問回数 63人回

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	48	56	48	55	55
②確保の方策（人回）					
過不足（人回）（②－①）					

【確保の方策】

現在の保健師と委託助産師に加え、今後は心理士等による訪問体制も整備し、精神的に支援が必要な母親等に、母親の希望等も考慮しながら継続的な支援を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を含む健康診査を実施する事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券（14 回分）を交付。

平成 30 年度実績 交付人数●●●人 受診回数 7,014 人回

【量の見込みと確保の方策】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み（人回）	6,656	6,534	6,380	6,300	6,162
交付人数（人）	629	621	613	605	597
②確保の方策（人回）					
過不足（人回）（②－①）					

【確保の方策】

今後も妊婦健康診査助成券を交付し、パンフレットの配布等の受診勧奨を行い、妊婦の健やかな出産を支援します。

(12) 実費徴収に係る補足給付に係る事業

生活保護世帯等を対象に、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用、副食費等の実費徴収額の一部を給付する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

6 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援制度は、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の提供をすることで、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものとされています。

そのためには、幼稚園や、保育所、認定こども園、学校との連携・接続のための取り組み促進や保育士等の従事者への研修及び従事者・事業所へ適切な指導・評価の実施のほか、労働環境の改善支援も含め、資質の向上のための取り組み強化を図ります。

また、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点を強化するとともに、幼児教育・保育の専門的知識・技能を持つ者を配置し、質の高い子ども・子育て支援事業の提供を目指します。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園の整備を支援するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設が目指す目標に基づいたカリキュラム及び保育指針の実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな保育に向け、職員配置の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

(3) 特別な支援が必要な子どもへの受け入れ

障がい児や外国につながる幼児、貧困状態にある子ども等の特別な支援が必要な子どもの受け入れについては、関係課と連携し、状況の把握及び必要な調整を行い、円滑な教育・保育の提供体制の確保に努めます。

児童虐待防止対策としては、早期発見、早期対応のための継続的な支援を行うとともに、利用者支援事業等の関係機関との連携を強化し、実情の把握の共有化を図り虐待予防に努めます。

また、体罰・暴力による子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てへの理解促進のため、保育所や学校、乳幼児健診、子育て支援拠点、乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の様々な機会を活用し普及啓発を行うとともに、自宅や車内での子どもの放置がネグレクトになることについても周知に努めます。

なお、医療を要する状態にある医療的ケア児については、専門的な支援が必要なため、障害児福祉計画にて展開するものとします。

＜参考＞ 子ども・子育て支援事業計画にかかる整備予定施設のまとめ

1 教育・保育施設等整備(予定)の状況

※【状況】 開所⇒開所することが決まっている施設、予定⇒開所が予定されている施設、
推進⇒今後施設整備を推進する施設

○認可保育所

(単位:人)

年度	状況	施設	箇所数	年齢別定員(予定)								合計
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 未満計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児 以上計	
R 2		認可保育所										
		認可保育所										
		小 計										
R 3		認可保育所										
		認可保育所										
		小 計										
R 4		認可保育所										
		認可保育所										
		小 計										
合 計												

○地域型保育事業

(単位:人)

年度	状況	施設	箇所数	年齢別定員(予定)								合計
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 未満計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児 以上計	
R 2		小規模保育事業所										
		家庭的保育事業										
		小 計										
R 3		小規模保育事業所										
		家庭的保育事業										
		小 計										
R 4		小規模保育事業所										
		家庭的保育事業										
		小 計										
合 計												

○認定こども園

(単位:人)

年度	状況	施設		箇所数	年齢別定員(予定)								合計
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 未満計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児 以上計	
R 2		幼稚園型 認定こども園 (幼稚園移行)	保育所部分										
			幼稚園部分										
		小 計											
R 3		幼保連携型 認定こども園 (幼稚園移行)	保育所部分										
			幼稚園部分										
		小 計											
R 4		幼保連携型 認定こども園 (改修)	保育所部分										
			幼稚園部分										
		小 計											
合 計													

2 放課後児童クラブ及び放課後児童教室の整備予定の状況

(単位:箇所、人)

小学校区	学級名	現状		整備（開級）予定			
		学級数	受入可能児童数		令和２年度	令和３年度	令和４年度
多賀城小学校	すぎのこ学級	３	１２０	学級数			
				受入児童数			
多賀城東小学校	うぐいす学級	３	１２０	学級数			
				受入児童数			
山王小学校	あざみ学級	３	１２０	学級数			
				受入児童数			
天真小学校	つくし学級	２	８０	学級数			
				受入児童数			
城南小学校	もみじ学級	４	１６０	学級数			
				受入児童数			
多賀城八幡 小学校	すみれ学級	２	８０	学級数			
				受入児童数			
合計		１７	６８０	学級数			
				受入児童数			

資料

1 計画の策定体制

本計画は主に以下の手順を経て策定しました。

(1) ニーズ調査の実施

計画の策定に先立ち、本市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成31年2月に実施しました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	1,673票	1,006票	60.1%
小学生保護者	1,652票	1,031票	62.4%

(2) 多賀城市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、市民委員、子育て関係事業従事者等で組織している「多賀城市子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) 意見公募手続き(パブリックコメント)の実施

計画策定を事前に周知し、幅広い意見を反映させるため、市民の皆さまから意見の募集を行いました。

○募集期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日

○実施方法 保健福祉部子育て支援課及び市民相談室窓口にて計画書案配布
市ホームページに掲載

○募集結果 意見提出あり・なし(窓口配布●件、市ホームページサイトビュー●●件)

第 2 期

多賀城市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年 3 月 発行

発行 宮城県多賀城市

編集 保健福祉部子育て支援課

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目 1 番 1 号

電話 : 022-368-1141 FAX : 022-368-1747

ホームページ <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>